

公益財団法人東京都助産師会館 母子保健研修センター助産師学校学則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本校は、助産師が自らの手により、助産師の後輩を育成するという創設以来の精神に則り、生命の尊厳と豊かな人間性を基盤とした教育を目指すとともに、将来、地域において主体的な助産師活動が展開できるための基礎的能力を有した人材を育成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、母子保健研修センター助産師学校と称し、全日制（一年コース）を置く。

（位 置）

第3条 本校を東京都文京区音羽一丁目19番18号におく。

（学科、修業年限、入学定員及び総定員）

第4条 本校の課程、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。

課 程	名 称	修業年限	入学定員	総 定 員	在学年限
全日制	一年 コース	1 年	25名	25名	2年

第2章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第5条 本校の学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月 1日から
9月30日まで

後期 10月 1日から
翌年3月31日まで

（休業日）

第6条 本校の休業日は、原則として次のとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）で規定する日

（3）季節休業（学年を通じて10週間以内で学校長が定める。）

2 学校長は、教育上必要があるときは、休業日を変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学校長が定める。

4 学校長は、教育上必要と認めるときは、第1項に規定する休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(学科目及び授業時数)

第7条 学科目及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2 履修科目には、受胎調節実地指導員の認定申請に必要な科目を含むものとする。

(授業の方法及び履修)

第8条 授業は、講義、演習又は実習、並びにこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、教室以外に臨地実習等の実践現場での履修を含むものとする。

3 講義及び演習は15時間から30時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間を1単位とする。臨地実習については45時間を1単位とする。

第4章 修了認定

(授業科目修了の認定)

第9条 学校長は、授業科目の修了の認定をするため、学科目毎に試験等を行うものとする。

2 前項の試験等は、原則として次に該当する学生が受験することができる。

(1) 講義・演習科目については、出席すべき授業時間数の3分の2以上出席した学生

(2) 実習科目においては、各科目の出席時間数が5分の4以上出席した学生

3 科目毎の試験等において、所定の基準に達する能力を認められた者に、科目修了の単位認定を行う。

(成績評価)

第10条 各授業科目・実習の成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

各科目・実習の評価基準は次のとおりとする。

秀：90点以上

優：80点以上90点未満

良：70点以上80点未満

可：60点以上70点未満

不可：60点未満

2 病気その他やむを得ない事情のため定められた期日に受験することができなかった学生については、本人の願い出により追試験を実施することができる。

3 前項の試験において、1科目の点数が60点未満の者に対して当該科目の再試験を行うことができる。再試験により合格した科目の成績は、60点とする。

(単位の取得)

第11条 教育課程における全ての科目修了の認定を受けた学生は課程の修了とみなす。

第5章 入学及び転入学

(入学資格)

第 12 条 本校に入学することのできる者は次の各号の 1 に該当し、かつ入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第 21 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 看護師免許を有する者

(入学時期)

第 13 条 入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学志望の手続)

第 14 条 入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に第 27 条に定める入学受験料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 本校の定める入学願書及び履歴書
- (2) 入学資格を有することを証する証明書
- (3) 前二号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める書類

(入学試験)

第 15 条 学校長は、入学志願者に対し、入学試験を行う。

2 前項の入学試験は、筆記試験及び面接試験とする。

3 入学試験の結果は、教務委員会で審議し、学校長が入学者を決定する。

(入学許可等)

第 16 条 本校に入学を許可される者は、前条に規定する入学試験に合格し、学校長が入学を許可したものとする。

2 入学を許可された者は、次の書類等を所定の期日までに提出し、入学手続きを完了しなければならない。

- (1) 第 27 条に定める諸経費
- (2) 身元保証人と連署した誓約書
- (3) 第 12 条第 1 項 (2) に該当する者については、看護師国家試験の合格証書の写し、或いは看護師免許証の写し

3 前項 (2) に定める身元保証人は、独立の生計を営み身元保証人としての義務を果たすことのできる者でなければならない。また、身元保証人の死亡、その他身元保証人を変更する場合も同様の条件を有する者とする。

(転入学)

第 16 条の 2 本校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び実習の進度が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

2 第 12 条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

第6章 欠席、休学、復学、退学、除籍及び卒業

(欠 席)

第 17 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

(休学及び復学)

第 18 条 病気その他やむを得ない理由により就学できない者が休学しようとするときは、その理由及び期間を記入した書面に医師の診断書等の休学理由を証する書面を添えて、身元保証人と連署の休学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の休学理由が消滅したときは、身元保証人と連署の復学願を学校長に提出し、

その許可を得て復学することができる。

3 休学の期間は、6か月以内とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、学校長の許可を得て延長することができる。休学期間は、通算して1年を超えることはできない。

4 前項の休学期間は、在学年限に算入する。

（退 学）

第 19 条 学生が病気その他やむを得ない理由により退学しようとする場合は、その理由等を添え、身元保証人と連署の退学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（除 籍）

第 20 条 次の各号の1に該当する学生は、学校長が除籍する。

- (1) 2年の在学年限を超えた者
- (2) 第18条第3項に定める休学期間をこえてなお復学できない者
- (3) 長期間行方不明又は死亡した者
- (4) 学則その他学校長の定めた規則に著しく違反した者
- (5) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

（卒 業）

第 21 条 学校長は、本校所定の課程を修了したものに卒業証書を授与する。

第7章 教職員組織

（教職員組織等）

第 22 条 本校に学校長、教務主任、実習調整者及び専任教員を置く。

- 2 副校長を置くことができる。
- 3 事務職員及びその他の必要な職員を置く。

（教育運営委員会）

第 23 条 本校に教育運営委員会を置き、学校長、東京都助産師会館理事長、学校担当理事、副校長、教務主任及び実習調整者をもって構成する。

- 2 教育運営委員会の開催は年2回以上とし、学校長が招集してその議長を務める。
- 3 教育運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学則その他、学校運営及び教育に係る重要提案事項
 - (2) 第25条に定める自己点検、評価の結果に基づく重要事項
 - (3) その他の養成所運営に関わる重要事項

（コース別教務委員会）

第 24 条 教務委員会をおき、学校長、副校長、教務主任及び実習調整者、専任教員をもって構成する。

- 2 教務委員会は、教育運営委員会の議を経て定められる方針に基づき、次の事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の終了等学生の在籍に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言、指導、及びその他の援助に関する事項
 - (4) 第25条に定める自己点検及び評価に関する事項のうち、教育に関連する事項
 - (5) その他教育に関する重要事項

第8章 自己点検、評価等

（自己点検及び評価）

第 25 条 本校は、教育の向上を図り、第 1 条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育内容、組織、運営並びに施設・設備の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 本校は、前項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第9章 健康管理

（健康診断）

第 26 条 学校長は、学生の健康を管理するため、年 1 回以上の健康診断を実施する。

2 学生の就学上の相談に応じるために、カウンセラーを置くことができる。

第 10 章 授業料等納入金

（入学受験料、入学金、授業料、実験実習費及び維持運営費）

第 27 条 本校の入学受験料、入学金、授業料、実験実習費及び維持運営費は、次のとおりとする。

一年コース

費 目	金 額
入学受験料	35,000 円
入 学 金	300,000 円
授 業 料	年 900,000 円
実験実習費	年 680,000 円
維持運営費	年 200,000 円

（入学受験料、入学金、授業料、実験実習費及び維持運営費の納入）

第 28 条 入学受験料、入学金、授業料、実験実習費及び維持運営費は、所定の期日までに納入するものとする。

2 入学前に入学辞退の意思を示した者には、入学金を除き授業料等は返還する。

（休学・退学・除籍の場合の授業料等）

第 29 条 休学期間中の授業料は免除する。但し、学期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の授業料等を納入しなければならない。

2 退学を許可され、又は命じられた者及び除籍された者は、その日の属する期分の授業料等を納入しなければならない。

3 休学期間の在籍料は、半期 50,000 円（年間維持運営費の 4 分の 1 に相当する）を徴収する。ただし、授業料等を収めている期間については、在籍料は徴収しない。

第 11 章 賞罰

（賞 罰）

第 30 条 学校長は、学習成績が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

2 学校長は、次の各号の 1 に該当する学生には、戒告、停学、又は退学を命ずること

ができる。

- (1) 正当な理由なく出席が常でない学生
- (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した学生
- (3) 学力劣等で、卒業見込がないと認められる学生
- (4) 性行不良で、改善の見込がないと認められる学生

第12章 学則の改正

(学則の改正)

第31条 この学則の改正は、教育運営委員会の承認を経、学校長の許可を得てこれを行う。

第13章 雑則

(委 任)

第32条 この学則による他、本校の運営に関わる必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和53年5月12日より施行する。

附 則

1. この学則は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、1990年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成14年3月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年度以前に定時制二年コースに入学したものは、学科目及び時間数はなお従前による。

附 則

1. この学則は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

なお、令和3年度以前に定時制二年コースに入学したものは、学科目及び時間数はなお従前による。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (全日制 一年コース 教育課程)

教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎助産学	助産学概論Ⅰ	1	15
	助産学概論Ⅱ	1	15
	基礎助産学Ⅰ	1	15
	基礎助産学Ⅱ	1	15
	基礎助産学Ⅲ	1	15
	基礎助産学Ⅳ	1	15
	助産学研究	1	30
助産診断・技術学	助産診断・技術学Ⅰ(妊娠期)	1	30
	助産診断・技術学Ⅱ(分娩期)	1	30
	助産診断・技術学Ⅲ(産褥期)	1	30
	助産診断・技術学Ⅳ(新生児期)	1	30
	助産診断・技術学Ⅴ(ケア論)	1	15
	分娩介助技術学Ⅰ	1	15
	分娩介助技術学Ⅱ	1	30
	ハイリスク妊産褥婦Ⅰ	1	15
	ハイリスク妊産褥婦Ⅱ	1	15
	健康教育学Ⅰ	1	15
	健康教育学Ⅱ	1	30
	健康教育学Ⅲ	1	30
地域母子保健	地域母子保健Ⅰ	1	15
	地域母子保健Ⅱ	1	15
助産管理	助産管理Ⅰ	1	15
	助産管理Ⅱ	1	15
講義合計	講義合計	23	465
助産学実習	助産診断・技術学実習	9	405
	助産管理実習	1	45
	地域母子保健実習	1	45
実習合計	実習合計	11	495
総 計	総 計	34	960

母子保健研修センター助産師学校一年コース